

N E D O 第 4 期 中 長 期 目 標 の 変 更 (案) に つ い て

令和3年2月1日

産業技術環境局研究開発課

新エネルギー・産業技術総合開発機構室

グリーンイノベーション基金事業

令和2年度第3次補正予算案額 2.0兆円

事業の内容

事業目的・概要

- 2050年までのカーボンニュートラル目標は、「今世紀後半のなるべく早期」という従来の政府方針に比べ大幅な前倒しで、現状の取組を大幅に加速することが必要です。
- 当該目標に向け、我が国の温室効果ガス排出の約85%をエネルギー起源CO2が占めていることを踏まえ、エネルギー転換部門の変革や、製造業等の産業部門の構造転換を図るため、革新的技術の早期確立・社会実装を図ります。
- 2050年までに、新たな革新的技術が普及することを目指し、グリーン成長戦略の「実行計画」を踏まえ、具体的な目標年限とターゲットへのコミットメントを示す企業の野心的な研究開発を、今後10年間、継続して支援します。

成果目標

- 政府資金を呼び水として、民間企業の研究開発・設備投資を誘発することが見込まれます。また、世界で3,000兆円規模のESG資金を国内の事業に呼び込み、経済と環境の好循環を実現します。

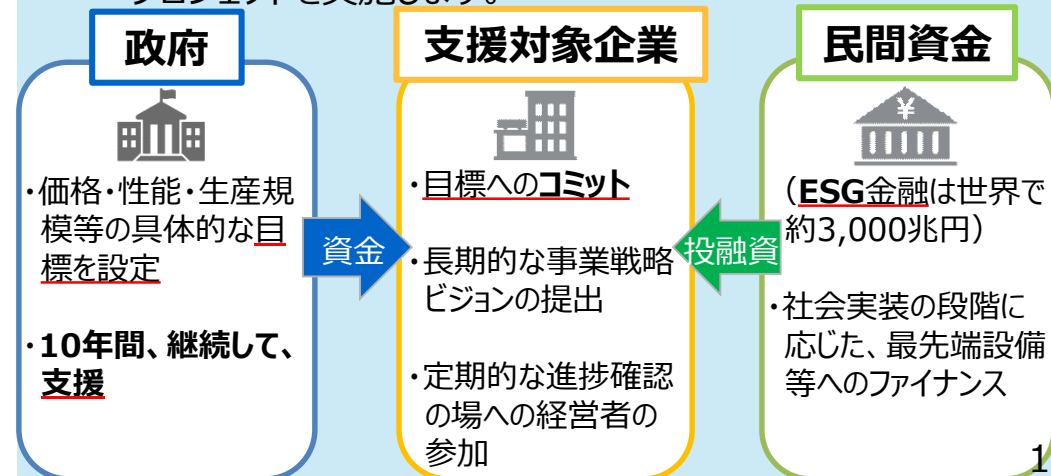
条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

- NEDOに基金を設け、具体的な目標年限とターゲットへのコミットメントを示す民間企業等に対して、今後10年間、継続して支援を行うことで、革新的技術の早期確立・社会実装を図ります。
- カーボンニュートラル社会の実現に必須となる3つの要素、
 - ① 電化と電力のグリーン化（次世代蓄電池技術等）
 - ② 水素社会の実現（熱・電力分野等を脱炭素化するための水素大量供給・利用技術等）
 - ③ CO2固定・再利用（CO2を素材の原料や燃料等として活かすカーボンリサイクルなど）

等の重点分野について、社会実装につながる研究開発プロジェクトを実施します。



2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（抜粋）

- 2050年までの時間軸をもった工程表として、重点技術分野別の実行計画を策定し、意欲的な目標を設定するとともに、予算、税、規制・標準化、民間の資金誘導など、政策ツールを総動員するとしている。

3. 分野横断的な主要な政策ツール

（1）予算（グリーンイノベーション基金）

2050年カーボンニュートラルは極めて困難な課題であり、これまで以上に野心的なイノベーションへの挑戦が必要である。特に重要なプロジェクトについては、官民で野心的かつ具体的目標を共有した上で、目標達成に挑戦することをコミットした企業に対して、技術開発から実証・社会実装まで一気通貫で支援を実施する。このため、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に2兆円の基金を造成する。

カーボンニュートラル社会に不可欠で、産業競争力の基盤となる、①電力のグリーン化と電化、②水素社会の実現、③CO₂固定・再利用等の重点分野について、本戦略の実行計画を踏まえ、意欲的な2030年目標を設定（性能・導入量・価格・CO₂削減率等）し、そのターゲットへのコミットメントを示す企業の野心的な研究開発を、今後10年間、継続して支援する。

世界中においてカーボンニュートラル社会をリードするビジネスの主導権争いが激化している中、研究開発で終わらず社会実装まで行うため、企業の経営者には、この取組を、経営課題として取り組むことへのコミットを求める。具体的には、プロジェクトを採択される企業は、採択時において、経営者トップのコミットメントの下、当該分野における長期的な事業戦略ビジョン（10年間のイノベーション計画や経営者直結のチームの組成等）を提出する。さらに、経営者自身に対しても、経営課題としての優先順位を明確化してもらい、プロジェクト成功のための議論をする場への定期的な参画を求める。

これら経営者のコミットを求める仕掛けを作ることにより、政府の2兆円の予算を呼び水として、約15兆円の民間企業の研究開発・設備投資を誘発し、野心的なイノベーションへ向かわせる。世界のESG資金約3,000兆円も呼び込み、日本の将来の食い扶持（所得・雇用）の創出につなげる。

第4期中長期目標変更の方針

- 特定公募型研究開発業務に「グリーンイノベーション基金事業」を追加。
- グリーンイノベーション基金事業は令和2年度第3次補正予算のため、今年度中に基金を造成する必要があることから、2月末を目途に主務大臣が中長期目標の変更指示。
- 一方、評価軸や評価指標は、補正予算成立後に定められる基金の管理・運用方法やNEDOの役割、制度設計等に関する基本的な方針を踏まえて設定するべきであることから、今回の変更は、基金造成にかかる業務内容のみとする。
- 評価軸や評価指標は、来年度、可能な限り速やかに、基本的な方針を踏まえて設定する。

変更スケジュール（予定）

- 2月 1日 NEDO部会（本日）
- 2月 8日 研究開発法人審議会松本会長への報告
- 2月18日 総務省独立行政法人評価制度委員会開催
- 2月26日 経済産業大臣名で変更中長期目標を決定、NEDOへの指示・公表
- 3月上旬 基本的な方針決定（→ 評価軸、評価指標等の検討開始）
- 令和3年度 可能な限り速やかに評価軸・評価指標設定のための変更を行う

（参考：変更中長期計画認可、基金補助金交付）

- 3月上旬 変更中長期計画の認可申請、経済産業大臣の同計画認可、交付要綱・実施要領制定等
- 3月中旬 基金補助金交付申請及び交付決定
- 3月下旬 NEDOへの基金補助金交付
- 令和3年度 評価指標を踏まえた、変更計画の認可申請、同計画認可

第4期中長期目標変更のポイント

研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1. 技術開発マネジメント等による研究成果の社会実装の進

- (1) 世界最先端の研究開発プロジェクトの実施と成果の最大化
 - ・「ナショナルプロジェクト（非連続ナショナルプロジェクト除く）」は、プロジェクト終了5年経過後の実用化達成率25%以上。
 - ・第4期において終了5年経過していないものは、事後評価における実用化見通しを基に実用化達成率の将来予測を実施。その最上位又は上位の区分となる比率を50%以上とすることを目標とする。
- (2) 技術開発マネジメントの機能強化
 - ・ナショナルプロジェクトにおける事後評価項目「マネジメント」及び「成果」について、最上位又は上位の区分の評価となる比率70%以上。
- (3) 技術戦略に基づいたチャレンジングな研究開発の推進
 - ・ナショナルプロジェクト実施前に行う先導研究において、外部審査委員会において非連続ナショナルプロジェクトにつながるものとして分類されるテーマを全体の40%以上。
- (4) 国際標準化等を通じた研究開発成果の事業化支援
 - ・ナショナルプロジェクトにおける国際標準化に係る取組を含んだ基本計画のうち、ISO等国際標準化の提案を行ったプロジェクトの比率を15%以上。
- (5) 技術開発マネジメントの実施
 - ・PDCAサイクルを踏まえたマネジメントの実施、事業化支援の取組等。

(6) 特定公募型研究開発業務

- ① ムーンショット型研究開発事業
 - ・第4期期間内の採択事業における中間評価項目「マネジメント」について、最上位又は上位の区分の評価となる比率70%以上。
- ② ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業
 - ・事業終了後の事後評価項目「マネジメント」について、最上位又は上位の区分の評価となる比率70%以上。

③ グリーンイノベーション基金事業（本文以下参照） （評価指標は、基本方針決定後に設定）

2. 世界に通用するオープンイノベーションの促進と研究開発型ベンチャー企業の育成

- ・新規採択額に占める中堅・中小・ベンチャー企業の割合20%以上。
- ・NEDOの支援をきっかけとした民間VC等からの資金引き込み額の増加。

3. 技術に対するインテリジェンス向上

- ・外部委員会において、①内外の技術情報の収集・分析、②政策エビデンスの提供、③活動の成果の発信の3つの観点で、4段階評により、平均が最上位または上位となること。
- ・NEDOプロジェクトに参加する若手研究者等年間1,400人以上。

4. 技術分野ごとの目標

エネルギーシステム、省エネ・環境、産業技術、新産業創出・シーズ発掘等

業務運営の効率化／財務内容の改善／その他重要事項

- ・機動的・柔軟な組織体制・人員配置。
- ・一般管理費及び業務経費の合計（新規に追加・拡充される分を除く。）について、毎年度平均で前年度比1.10%の効率化を実施。
- ・職員の能力開発。コンプライアンスの推進。
- ・第3期中に発生した研究費不正使用事案を踏まえた再発防止策の策定等。

(6) 特定公募型研究開発業務

③ グリーンイノベーション基金事業

グリーン成長戦略の実行計画を踏まえ、カーボンニュートラル社会に不可欠で、産業競争力の基盤となる、①電力のグリーン化と電化、②水素社会の実現、③CO₂固定・再利用等の重点分野について、意欲的な2030年目標（性能・導入量・価格・CO₂削減率等）に対し、そのターゲットへのコミットメントを示す企業の野心的な研究開発を、今後10年間、継続して支援する。このため、NEDOは、令和2年度において、国から交付される補助金により基金を設け、プロジェクトを推進する体制の整備を着実に進める。

令和3年度以降は、経済産業省が策定する基金の考え方・運営方法等を定めた基本方針等（以下、「基本方針等」という。）を踏まえ、技術面での事業推進支援、プロジェクトに付随する調査・分析等、プロジェクトマネジメントの実施等を担うものとする。研究開発の推進においては、その途中段階において、目標の達成見通しを適宜確認し、必要に応じて経済産業省に報告する。

なお、基本方針等を踏まえ、令和3年度において、評価軸、評価指標、モニタリング指標を別途改めて定める。

(参考) 関係条文

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（抄）

（基金）

第二十七条の二 公募型研究開発に係る業務を行う研究開発法人のうち別表第二に掲げるもの（次条第一項において「資金配分機関」という。）は、独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法（第三十四条の六第一項及び第四十八条第一項において単に「個別法」という。）の定めるところにより、特定公募型研究開発業務（公募型研究開発に係る業務であって次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務をいう。）に要する費用に充てるための基金（以下単に「基金」という。）を設けることができる。

（略）

○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）（抄）

（基金の設置等）

第十六条の三 機構は、経済産業大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第十五条各号に掲げる業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金（次項及び次条第二項において「基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

○独立行政法人通則法（平成三十年法律第百三号）（抄）

第三節 国立研究開発法人

（中長期目標）

第三十五条の四 主務大臣は、五年以上七年以下の期間において国立研究開発法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定め、これを当該国立研究開発法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 （略）

3 主務大臣は、中長期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

〔注〕委員会 = 総務省独立行政法人評価制度委員会

4 主務大臣は、前項の規定により中長期目標に係る意見を聴こうとするときは、研究開発の事務及び事業（軽微なものとして政令で定めるものを除く。第三十五条の六第六項及び第三十五条の七第二項において同じ。）に関する事項について、あらかじめ、審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「研究開発に関する審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

〔注〕研究開発に関する審議会 = 経済産業省国立研究開発法人審議会